

第二次国土利用計画（千曲市計画） 策定方針

平成29年5月

千曲市 企画政策部 総合政策課

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づく「第二次国土利用計画（千曲市計画）」（以下「第二次千曲市計画」という。）の策定のための基本方針を次のとおり定める。

なお、今回策定する計画は、「第一次国土利用計画（千曲市計画）」を引き継ぎ策定するものである。

1. 第二次千曲市計画策定の趣旨

第二次国土利用計画（千曲市計画）は、法 8 条の規定に基づき、市土が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを十分考慮して、土地の私的所有権に合理的な規制を行い、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して安全で快適な地域環境の中で市民が健康で文化的な生活ができる環境を確保し、市土の均衡ある発展を図ることを目的として、策定するものである。

超高齢社会を迎え、人口減少とともに農地・森林の管理水準の低下や、地域活力の縮小が懸念される中、本市の持つ特性を最大限に活かし、人口減少を最小限に抑え、活力を持続できるまちづくりを進める必要がある。

そのため、今回の策定では、市土の量的調整と質的向上を図ることを通じて、都市機能を集約しつつ地域を結ぶネットワークや産業立地による活力ある都市の形成、良好な環境・景観の創出と保全、震災や風水害などへの防災・減災対策による市民生活の安全・安心・安定の確保などを実現するため、平成 29 年度中を目途に第二次千曲市計画を策定するものとする。

さらに、個別法令による土地利用規制との関連性などをより一層充実させるために、地域区分ごとの土地利用構想を明らかにし、行政上の具体的な指針となるような計画とする。

2. 計画の名称

第二次国土利用計画（千曲市計画）とする。

3. 計画の性格

第二次千曲市計画は、総合的かつ計画的な市土の利用に関する長期計画であって、都市計画法等に基づく諸計画に対する上位計画として、市土の利用に関する行政の指針、市土利用についての各種計画の基本となるものである。

4. 計画の目標年次、基準年次、及び中間年次

1. 目標年次 平成 38（2026）年
2. 基準年次 平成 26（2014）年
3. 中間年次 平成 32（2020）年とし、社会経済情勢により見直しを行う。

5. 計画の内容

第二次千曲市計画は、法施行令第 1 条の規定により、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市土の利用に関する基本構想

法第 2 条の基本理念に即して、市土利用の基本方針及び市土の利用目的に応じた区分ごとの市土利用の基本方針を明らかにする。

(2) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

「(1)市土の利用に関する基本構想」に即して、平成 38 年における市土の利用区分に応じた区分ごとの目標面積を設定し、目標年次における規模の目標の地域別概要を明らかにする。

(3) 目標を達成するために必要な措置の概要

(2)「市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」

を達成するために、土地利用上必要とされる保全、転換、及び有効利用等に関する措置について、その概要を明らかにする。

6. 策定に当たっての基本方針

第二次千曲市計画は、「第五次国土利用計画（長野県計画）（平成 28 年 9 月策定）」を基本に、「第二次千曲市総合計画（平成 29 年 3 月策定）」に即し、庁内関係部局（行政委員会を含む。）の協力及び千曲市国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を得ながら、その策定にあたるものとする。

(1) 市民参画体制

1. 千曲市国土利用計画審議会による審議
2. アンケートによる市民意見の把握
3. パブリックコメントの実施
4. その他

(2) 庁内の体制

千曲市土地利用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において、計画案を調査審議する。

(3) 第二次千曲市総合計画との調整

第二次千曲市総合計画との調整を行い、相互に整合のとれた計画とする。

7. 策定スケジュール

平成 29 年 5 月～平成 29 年 10 月 ○基礎的條件の整理

- 将来フレームの検討
- 県計画及び県との調整
- 総合計画等との調整
- 第二次国土利用計画（千曲市計画）
（素案）の作成
- 素案の説明と審議
- 審議会への諮問
- 審議会からの答申
- 市議会への報告
- 計画の公表、長野県知事への報告

平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月

8. 第二次国土利用計画（千曲市計画）素案作成作業の概要

I 基礎調査

1. 利用区分別現況面積調査

- (1) 現況面積の把握
- (2) 土地利用現況図の作成

土地利用区分		図面表示
農用地	田	黄
	畑	
	原野等	
森林	国有林	緑
	民有林	
原野		黄緑
水面・河川・水路		青
道路	一般道路	茶
	農道	
	林道	

宅地	住宅地	桃
	工業用地	
	事務所・店舗等の宅地	
その他		灰

2. 土地条件調査

(1) 自然的条件

標高、傾斜、地形、植生などの把握

(2) 社会的条件

土地所有形態、法規制、地価の状況などの把握

(3) 歴史的文化的条件

遺跡、文化財等の分布などの把握

(4) 安全性

災害の発生状況等の把握

3. 土地利用転換等の実態調査

過去（10年間）の利用区分別の推移、土地利用の転換状況の把握

4. 社会経済等の現況等調査

現況の土地利用の成因、将来の土地利用のあり方に関する事項

（人口、世帯数、産業、交通等の状況）

5. 各種計画の把握

6. 市民意向の把握

(1) 市民意識調査

市民意向の把握は、市民満足度調査と併せて実施するアンケート調査を参考とする。

(2) 千曲市国土利用計画審議会

千曲市国土利用計画審議会において、計画案を審議する。

Ⅱ 推計・分析

1. 将来フレームの検討
 - (1)人口等フレーム
 - (2)産業等フレーム
2. 土地利用の分析
3. 土地需要の推計

Ⅲ 計画の構成

項目	構成	摘要
1. 市土利用に関する基本構想	(1)市土利用の基本方針	
	(2)地域類型別の市土の基本方向	市街地地域、田園里山地域、山間地域、その他地域
	(3)利用区分別の市土利用の基本方向	住宅地、工業用地、商業、業務用地（その他宅地）、農用地、森林・原野、水面・河川及び水路、道路、公共用地等その他の用地
2. 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	(1)市土の利用区分ごとの規模の目標	
	(2)地域別の概要	
3. 目標を達成するために必要な措置の概要	(1)土地利用に関する法律の適切な運用	
	(2)地域整備施策の推進	
	(3)市土の保全と安全性の確保	
	(4)環境の保全並びに市土の快適性及び健康性の確保	
	(5)市土の利用転換の適正化	

	(6)市土の有効利用の促進	
4. 図面	(1)土地利用現況図	地域区分図、土地利用現況図、地形傾斜度図、土地利用構想図、地域環境整備ゾーン図等
	(2)地域類型別分布図	
	(3)地域区分図	
	(4)土地利用構想図（地域整備ゾーン図）	
5. 資料	(1)市土の利用区分の定義	
	(2)計画の前提となる主要指標	
	(3)土地利用区分ごとの市土利用の推移	
	(4)市土利用の変化	
	(5)利用区分面積と関係指標の推移と目標 ①農用地、②森林、③原野、④水面・河川・水路、⑤道路、⑥宅地（住宅地、工業用地、その他）、⑦その他、⑧市街地	
	(6)土地利用計画面積のマトリックス	
	(7)計画策定の経過と委員名簿	

IV 作業概要

区分	内容	備考
1. 策定基本方針の決定	・基本方針、策定要領、スケジュールの作成	
2. 現況の把握	(1) 利用区分別現況面積調査	
	・利用区分別面積の推移	
	・土地利用現況図の作成、面積計測	
	(2) 土地条件調査	
	・自然的条件	
	地形傾斜度図の作成	
	・社会的条件	
法規制の状況		

	土地利用計画図	
	・歴史的文化的条件	
	史跡、文化財の分布	
	・安全性	
	災害の発生状況	
	(3) 土地利用転換等の実態調査	
	・農振除外、農地転用等の状況	
	・開発等の状況（宅地開発、開発行為）	
	・公共・公益施設の整備状況	
	(4) 社会経済等の現況等調査	
	・人口、世帯数の推移	
	・産業の状況	
	・交通の状況	
	・都市施設等の整備状況	
3. 主要事業計画図の作成	(1) 主要計画図の作成	
	(2) 事業計画（土地利用）の把握	
4. 素案の作成	(1) 土地利用に関する課題、問題点の整理	
	(2) 千曲市計画	
	・素案の作成、素案の骨子、概要	
	(3) 規模目標	
	・利用区分別規模目標	
	・土地利用事業計画図	
	(4) 構想図の作成	
5. 市民意向の把握	(1) 関係団体等との懇談会	
	(2) 審議会の開催	